

## 清和大学 障害を理由とする差別の解消等に関する対応指針

### （目的）

第1条 本指針は、障害者基本法および障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）等の趣旨を踏まえ、清和大学（以下「本学」という。）が障害を理由とする差別の解消等について適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

### （支援に係る基本方針）

第2条 本学は、障害者基本法および障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、全ての教職員が障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害のある学生が障害のない学生と平等に教育・研究に参加できる機会を確保するよう努めるものとする。

### （定義）

第3条 本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- 三 不当な差別的取扱い 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育および研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、または提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること
- 四 合理的配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権および基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過重な負担を課さないもの

### （合理的配慮の提供）

第5条 本学は、障害者に対して合理的配慮を提供するよう努めるものとする。

- 2 合理的配慮の提供については、以下の各号に掲げる要素等を考慮しつつ、個々の事案ごとに具体的な検討、判断をおこなうものとする。
  - 一 教育および研究、その他本学が行う活動への影響の程度
  - 二 具体的な配慮の実現可能性の程度
  - 三 費用・負担の程度
  - 四 本学の規模、財務状況
- 3 前項の検討の結果、合理的配慮の提供ができない場合には、当該障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

(支援業務の統括管理責任者等)

第6条 学長は、統括管理責任者として、障害を理由とする差別の解消等に関する業務全体を統括し、その推進に必要な措置を講ずるとともに、教職員を指揮、監督する。

2 学部長は、管理責任者として、学長を補佐する。

(支援業務の実施責任者)

第7条 学生部長は、実施責任者として、障害を理由とする差別の解消等に関する業務の具体的な実施について、教職員を指揮、監督するとともに、各部署の所管事項に関する調整を行う。

2 学生部長は、前項の業務の具体的な実施に必要な内規の制定等を、学部長を通じて学長に上申することができる。

(相談窓口等)

第8条 障害者およびその保護者保証人その他の関係者からの、合理的配慮の提供または不当な差別的取扱いに係る相談は、学務課学生係を窓口としてこれを受け付けるものとする。

2 障害者およびその保護者保証人その他の関係者が、前項の窓口以外の部署に相談をした場合、当該部署は、これを速やかに学務課学生係に取り次がなければならない。

(個人情報の保護等)

第9条 教職員は、合理的配慮を行う上で知り得た障害者の個人情報(障害や相談の内容を含む。)を厳密に管理しなければならない。

2 教職員は、前項の個人情報について、第三者への開示や提供が必要な場合、個人情報の保護に関する法令および学内諸規則等に則り、これを慎重に取り扱わなければならない。

(支援に係る情報の公表)

第10条 本学は、本指針の内容その他、本学における障害を理由とする差別の解消等に関する情報を、広く学内外に公表し、その周知に努めなければならない。

(教職員への研修等)

第11条 学長は、教職員に対して、障害を理由とする差別の解消について適切に対応するための研修等を、定期的を実施するものとする。

(本指針の改廃)

第12条 本指針の改廃は、学生委員会が立案し、学長室会議、教授会の議を経て、学長が行う。